官民共創スペース「NETSUGEN」利用状況等可視化システム構築業務委託　仕様書

1　委託業務名

官民共創スペース「NETSUGEN」利用状況等可視化システム構築業務

2　契約締結期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

3　業務の目的

官民共創スペース「NETSUGEN」の更なる利用促進及びデータに基づくサービス改善やプログラムの最適化を図るため、コワーキングスペース等の利用状況をリアルタイムで可視化するシステムを構築する。また、将来的には、得られたデータに基づく分析結果を全庁に共有し、県庁舎や関連施設における生産性の向上に寄与することを目的とする。

4　官民共創スペース「NETSUGEN」の概要

名　　称：官民共創スペース NETSUGEN

所 在 地：群馬県庁 32 階（群馬県前橋市大手町 1 丁目 1-1）

営業時間：平日 10:00-21:00　土日祝日 10:00-18:00

施設概要

名　称	概　要
①コワーキングスペース	約 60 席
②Web 会議ブース	３か所（コワーキングスペース内）
③打ち合わせスペース	・青（定員 4 名） ・紫（定員 6 名） ・グレー（定員 6 名） ・相談会スペース（定員 6 名）
④イベントスペース	定員 50 名程度
⑤本棚前スペース	定員 15 名程度

【参考】コワーキングスペース年間利用回数 13,412 回（令和 7 年度実績）

5　業務概要

（１）利用状況等の検知

・センサー等の通信機器を①コワーキングスペース②Web 会議ブース③打ち合わせスペースに設置することで利用状況を検知すること。

・コワーキングスペースの座席はレイアウトの変更にも備え 60 席を想定すること。

・コワーキングスペースは座席単位で利用中／空席を検知し、数分程度の間隔で更新する

こと。更新間隔と検知方式は企画提案書に明記すること。
・②Web 会議ブースは３か所とすること。
・③打ち合わせスペースは４か所（青、紫、グレー、相談会スペース）とすること。
・④イベントスペース⑤本棚前スペースの利用状況の検知については、特に指定しないが、適切な提案があれば企画提案書に記載すること。
・通信機器については、施設の利用を妨げない大きさや仕様とすること。なお、設置については、施設を傷つけない方法による設置とし、原状回復が容易な仕様とすること。
・通信機器は電池式として電源の利用を必要としないものとすること。
・通信機器のセンサーの機能や通信方法については、特に指定しない。

（２）可視化コンテンツの制作
・（１）で収集したデータを元に可視化コンテンツを制作すること。
・PC 用及びスマートフォン用の２種類の可視化コンテンツを制作し、それぞれに適した表示及び操作が可能なものとすること。
・利用者向けの公開画面と管理者向けの分析画面を区分すること。
・可視化コンテンツを投影するデジタルサイネージを用意すること。デジタルサイネージのサイズ及び設置数についてはコンテンツの仕様を踏まえ、最適な提案をすること。
・デジタルサイネージの設置にあたっては視認性及び安全性に配慮すること。
・可視化コンテンツは NETSUGEN の HP との連携が容易なものとすること。
・管理画面で分析やレポートが自由に操作できる仕様とすること。（例：期間の指定、日付別利用状況、エリア別利用状況、曜日別利用状況、時間別利用状況など）
・将来的な分析レポートの作成に資する仕様とすること。

（３）その他留意事項
・官民共創スペースに設置する意義を理解し、官民共創の促進に資する提案とすること。
・県庁 31 階への官民共創スペース「NETSUGEN」の拡張を踏まえ、将来的な連携及び活用を見据えた提案とすること。
・レイアウト変更にも柔軟に対応可能な提案とすること。
・令和９年４月以降に想定されるランニングコストについては企画提案書に明記（１か月及び年間）することとし、費用見積書に含めないこと。
・必要な Wi-Fi 機能については、施設に用意されている既存のものを利用すること。
・本業務において、施設利用者の個人特定につながるデータの取得やプライバシーを侵害する恐れのある手法は用いないこと（または匿名化処理を行うこと）。

６ 業務スケジュール

令和８年１２月中旬～下旬　契約締結、業務開始

令和９年　１月下旬　　現地調査に基づくレイアウトの確定
　　２月下旬　　可視化コンテンツの制作
　　３月中旬　　通信機器設置、動作確認（検知精度の検証）及び検収

７ 実績報告書及び成果物の提出

業務が完了したときは、速やかに実績報告書を作成し、以下の成果物を提出すること。

・実績報告書 １部
・構築システム一式（可視化コンテンツ、管理画面、各種アカウント等権限の引き渡し）
・センサー等通信機器及びデジタルサイネージ等一式（設置完了状態での引き渡し）
・システム取扱説明書（マニュアル） １部

８ 業務実施に当たっての留意事項

（１）本業務における実施体制を明確化し、企画提案書に記載すること。
（２）委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
（３）群馬県と連携を密にし、必要な打合せ・相談を行い、本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、群馬県と協議により決定すること。
（４）受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを補償するものとする。
（５）本業務に関する著作権及びその他の利権は、すべて県に帰属するものとし、今後、制作物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。